

# 「亡くなられたとき」の流れ

令和3年5月  
在デンパサル日本国総領事館

※本資料は、当館実績に基づき作成したものです。

## 死亡

- ・ 病院内で
- ・ 自宅、屋外等で:※発見者は、警察へ通報。現場検証。

## 移送

- ・ 指定病院へ

## 安置

- ・ エンバーミング処理

## 引取

- ・ 遺族:○(引取可)
- ・ 葬儀社:○(遺族からの委任状必要)
- ・ パートナーや友人:△(委任状に加え、総領事館からの補足説明必要な場合有)

## 診断書

- ・ 遺族:○(受領可) ※死亡診断書(Sertifikat Medis Kematianなど)
- ・ 葬儀社:○
- ・ パートナーや友人:△(委任状に加え、総領事館の立会いが必要)

## 火葬

- ・ (遺族又は葬儀社等が)火葬場を予約

## 散骨

- ・ 許可取得は不要。
- ・ (遺骨を日本に持ち帰る場合)直接航空会社に申込、総領事館発行の証明は不要。

# 届出関係

インドネシア  
政府

- ・ (必要に応じて) 民事登録所 (Pencatatan Sipil) で (遺族又は葬儀社等が) 死亡証明書 (Kutipan Akta Kematian) を取得
- ・ 入管事務所で滞在許可 (KITAS/P) を抹消

総領事館

- ・ (総領事館で) 遺族、同居人、家主・地主などが3ヶ月以内に死亡届 (死亡診断書又は死亡証明書の原本、各日本語訳を添付) 提出
- ・ パスポートのVOID

日本国内

- ・ 提出予定の各自治体に必要書類を確認ください。
- ・ (**日本国内で**) 遺族等が3ヶ月以内に死亡届 (死亡診断書等の原本、日本語訳を添付) 提出
- ・ 年金受給権者死亡届 (年金事務所)